



新年明けましておめでとうございます。旧年中のご愛顧に改めて御礼申し上げます。

年初から中国景気の減速に歯止めがかからないことが鮮明になっていますが、事業環境変化に対応する人事労務戦略の遂行を全力でご支援させていただく所存です。本年の一層のご愛顧をお願い申し上げます。

1月1日より、《人口・計画生育法》の修正が施行され、一人っ子政策廃止後の労務法規の変更が徐々に顕かになっていきます。本号では修正《人口・計画生育法》ならびに、年末賞与支給時期にあわせて、業績賞与（変動給）の動向をご報告します。

内容 【人事・労務情報】
■ 修正《中華人民共和国 人口・計画生育法》
【市場動向】
■ 業績賞与の動向

人事・労務情報

■ 修正《人口・計画生育法》

昨年末12月27日、全人代常務委員会にて《中華人民共和国 人口・計画生育法》修正案が決定され、1月1日より施行されています。前号でお知らせしたように、地方条例の施行を待たなくてはならない事項が多々ありますが、下記が国家法規としての重要決定事項です。

晩婚休暇の廃止

晩婚休暇は廃止が決定しました。婚姻法に定められた結婚休暇（1～3日間）のみが結婚にかかわる法定（有給）休暇となります。（第25条の修正により抹消）

* 中国の結婚休暇：<http://cochicon.com/2-4-11/>

NAVI 修正法規の施行以前に法的な結婚手続を完了している場合には、晩婚休暇の享受権があると判断されています。今後、新婚旅行等のための長期休暇付与に関して、会社規定の調整が必要となるものと思われます。

高齢出産（晩育）休暇の廃止

24歳以上の第一子出産時に付与されていた通称“晩育休暇”は廃止となりました。ただし、前述の晩婚休暇と異なり“合法的な出産時の出産休暇の延長、その他福利待遇付与を奨励する”と修正されています。地域条例により出産休暇の延長政策が策定されると思われます。出産休暇が延長された場合、第二子に対しても適用されることとなります。

* 中国の出産休暇：<http://cochicon.com/2-4-10/>

NAVI 広東省では既に12月30日に《広東省人口・計画出産条例》が決定され、1月1日から施行されています。広東省では、従来の一人っ子政策に則った出産休暇を廃止すると同時に、合法的な出産時には国家法定出産休暇98日に30日の延長出産休暇が付与されることとなりました。

* 各地の晩婚/晩育休暇（法規改正前）：<http://cochicon.com/?p=2686>

一人っ子父母栄誉証の廃止

一組の夫婦が一人しか子女を育成しない場合に付与される“一人っ子父母栄誉証”は廃止されます。これにともない、企業に付与義務があった“一人っ子手当”も廃止されますが、現在、従来法規に従い一人っ子しか育成していない夫婦には旧法に則った“一人っ子手当”の付与義務が継続します。（第27条）

* 一人っ子父母栄誉証：<http://cochicon.com/2-6-1-4/>

【各地の一人っ子手当】

地区	支払標準 * 免税対象	期間	雇用企業負担率
北京	10元/月	子供が満18歳まで	100%
上海	30元/月	子供が満16歳まで	100%
広州	200元以上の一回限り奨励金+10元/月の保健費	子供が満14歳まで	50%
杭州	100元以上/年	子供が満14歳まで	50%
無錫	20元以上/年	子供が満14歳まで	100%
南京	20元以上/年	子供が満14歳まで	100%
南通	20元以上/年	子供が満14歳まで	100%
蘇州	20元以上/年	子供が満14歳まで	100%
大連	10元以上/月或いは2,000元一回限り	子供が満18歳まで	50% (配偶者が無職の場合は100%)
重慶	2.5～5元/月或いは300元一回限り	子供が満14歳まで	100%

適用地域条例の明確化

夫婦の戸籍所在地が異なり、地域条例が異なる場合、当事者にとって有利な地域条例を選択することができると明示され、従来から判断が不明確であった点が明確になりました。（第18条修正）

NAVI 従来の一人っ子政策下の計画出産政策では、出産調整のための多様な休暇、手当が規定されていました。今後は出産調整は自己都合とみなされ、休暇、費用は自己負担になるものと思われます。

* 計画生育休暇（出産調整措置）：<http://cochicon.com/2-4-10-2->

* 計画生育休暇（流産）：<http://cochicon.com/2-4-10-3->

計画出産、避妊措置の選択は自由意志

「出産可能年齢の夫婦は自由意思で計画出産のための避妊・出産調節措置を選択し、望まない妊娠を防止・減少する。」とし、従来、計画出産のために避妊・出産調節が規定されていたものを修正しています。（第20条修正）

NAVI 就業規則に規定されている旧法規に基づいた結婚休暇規定、出産休暇規定の修正が必要となります。就業規則を民主プロセスを経て正式修正するまで、法規より優遇となる従業員の権利は保留する必要があるというのが法的見解です。地域条例の確定時期を併せて、会社規定の修正の見定めが難しい対応です。

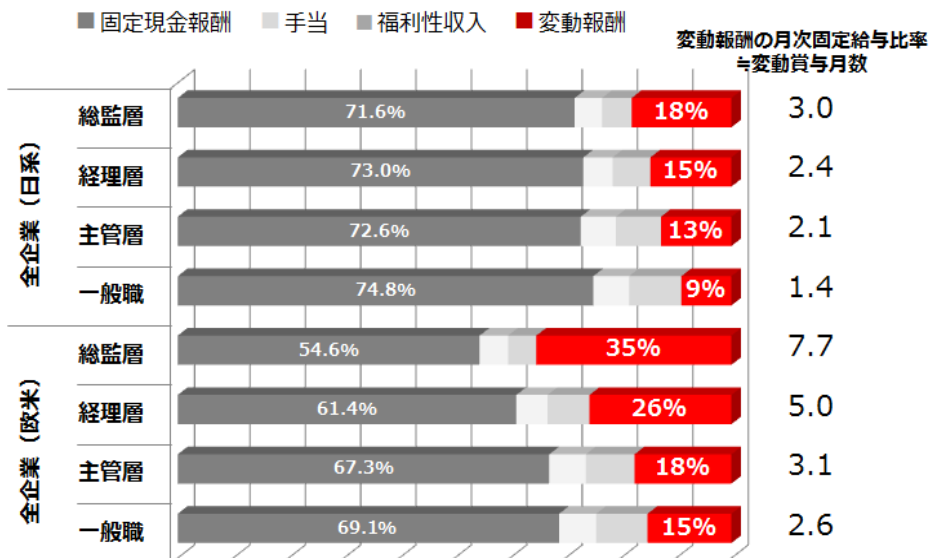
【中華人民共和國 人口・計画生育法 新旧比較】

		旧法	修正法
18条	一人っ子政策廃止	<ul style="list-style-type: none"> 国は現行の出産政策を安定させ、公民の適齢結婚・出産を奨励し、1組の夫婦に1人の子供を提唱する。法律、法規に定める条件に適合するときには、第2子の出産を求めることができる。 具体的規則〈弁法〉は省、自治区、直轄市人民代表大会または同常務委員会が定める。 少数民族も計画出産を実行するものとし、具体的規則は省、自治区、直轄市の人民代表大会または同常務委員会が定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は1組の夫婦に2人の子供を提唱する。法律、法規に定める条件に適合するときには、再出産を求めることができる。
20条	避妊・出産調節	<ul style="list-style-type: none"> 出産可能年齢の夫婦は自覚をもって、計画出産のための避妊・出生調節措置を実行に移し、計画出産の技術サービス指導を受け、望まない妊娠を防止・減少する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出産可能年齢の夫婦は自由意思で計画出産のための避妊・出生調節措置を選択し、望まない妊娠を防止・減少する。
25条	結婚休暇・出産休暇	<ul style="list-style-type: none"> 適齢結婚・出産の公民は、結婚休暇、出産休暇延長の報奨又はその他の福利待遇を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 法律、法規、規則に則り子供を設ける夫婦に対して、出産休暇延長の報奨またはその他の福祉待遇を受けることができる。
27条	一人っ子父母栄誉証	<ul style="list-style-type: none"> 自由意思で生涯に1人の子供しか生まない夫婦には、国が「1人っ子父母栄誉証」を交付する。 「1人っ子父母栄誉証」を受けた夫婦は、国及び省・自治区・直轄市の関係規定に従って、1人っ子父母の報奨を受ける。 法律、法規又は規則に規定された、生涯に1人の子供しか生まない夫婦に対する報奨措置のうち、所在企業が実施するものについては、その企業で実行しなければならない。 1人っ子が不慮の事故によって重度障害を持つまたは死亡した場合、その父母が第二子を出産をせず、養子をとらないときには、地方人民政府は必要な援助を与えなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1組の夫婦に1人の子供を提唱した時期に出産し、自由意思により生涯に1人の子供しか設けない夫婦には、公布した「1人っ子父母栄誉証」を継続する。 「1人っ子父母栄誉証」を受けた夫婦は1人っ子が不慮の事故によって重度障害をもつ、または死亡した場合において、規定に従って援助を与える。 1組の夫婦に1人の子供を提唱した時期、規定に従って報奨援助を受けた計画出産家庭老人には、報奨援助を続ける。

市場動向

■賞与の動向

下記は中国報酬ネット調査によるの2015年報酬構造分析です。



変動報酬（≒賞与）を月数に換算

すると、日系企業では、一般職1.4か月、主管層2.1か月、経理層で2.4か月、総監層3.0か月となります。

欧米企業比較では、固定給の比率がまだまだ高く、業績変動への対応力に課題があることが察せられます。